

平成27年度

尾鷲市財政健全化及び経営健全化審査意見書

尾鷲市監査委員

尾監 第 64号
平成28年 8月12日

尾鷲市長 岩田 昭人 様

尾鷲市監査委員 千 種 伯 行

尾鷲市監査委員 内 山 鉄 芳

平成27年度尾鷲市財政健全化及び経営健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定による財政健全化判断比率及び同法第22条の規定による公営企業の資金不足比率並びにそれぞれの算定の基礎となる事項の書類を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

目 次

- I 平成27年度 尾鷲市財政健全化審査及び経営健全化審査意見・・・1
- II 平成27年度 財政健全化審査意見書・・・・・・・・・・・・・・2
- III 平成27年度 水道事業会計経営健全化審査意見書・・・・・・・・4
- IV 平成27年度 病院事業会計経営健全化審査意見書・・・・・・・・5
- V 平成27年度 公共下水道事業会計経営健全化審査意見書・・・・7

I 平成27年度 尾鷲市財政健全化審査及び経営健全化審査意見

1 審査の対象

平成27年度 財政健全化比率

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条)

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率

平成27年度 公営企業会計経営健全化比率

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条)

- ①水道事業会計 資金不足比率
- ②病院事業会計 資金不足比率
- ③公共下水道事業会計 資金不足比率

2 審査の期間

平成28年8月1日から平成28年8月12日まで

3 審査の方法

審査に付された平成27年度財政健全化比率・公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び同法施行令の規定に基づき、健全化判断比率の算出が適正に行われているかを主眼として審査した。

4 審査の結果

審査に付された各健全化判断比率及び関係書類は、関係法令に準拠し算定されており、その比率は正確であると認められた。
審査の概要と意見については、次に述べるとおりである。

II 平成27年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成25年度 (%)	平成26年度 (%)	平成27年度 (%)	早期健全化基準 (%)	備考
① 実質赤字比率	—	—	—	14.47 (14.54)	
② 連結実質赤字比率	—	—	—	19.47 (19.54)	
③ 実質公債費比率	12.4	12.8	12.6	25.0 (25.0)	
④ 将来負担比率	82.4	72.3	65.0	350.0 (350.0)	

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載する。()は前年度の早期健全化基準

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成27年度の実質収支は、249,917千円の黒字となっているので、実質赤字比率は、△4.20%となり、早期健全化基準の14.47%と比較すると、これを下回っている。前年度も実質赤字比率は、△3.69%で早期健全化基準を下回っていた。

② 連結実質赤字比率について

平成27年度の連結実質収支は1,273,121千円の黒字となっているので、連結実質赤字比率は、△21.40%となり、早期健全化基準の19.47%と比較すると、これを下回っている。前年度も連結実質赤字比率は、△21.63%で、早期健全化基準を下回っていた。

③ 実質公債費比率について

平成27年度の実質公債費比率は、12.6%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。前年度も実質公債費比率は、12.8%で早期健全化基準を下回っていた。

④ 将来負担比率について

平成27年度の将来負担比率は、65.0%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。前年度も将来負担比率は、72.3%で早期健全化基準を下回っていた。また、前年度比率と比較すると、7.3ポイント低下している。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

Ⅲ 平成27年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成25年度 (%)	平成26年度 (%)	平成27年度 (%)	経営健全化 基準(%)	備考
①資金不足比率	—	—	—	20.0	

(注) 資金不足額がない場合は、「—」を記載する。

(2) 個別意見

資金不足比率について

決算審査意見書に記載した水道事業の財務の短期流動性（短期債務に対する支払い能力）を示す流動比率は、324.9%で、100%を超えており、資金剰余金が発生している。なお、会計制度改正に伴う健全化判断比率等に関する経過措置を適用した流動比率においても、3062.4%で、資金剰余金が発生している。資金不足比率（経過措置適用）においても、△144.9%で、経営健全化基準の20.0%を下回っている。

経過措置適用後の流動負債に平成28年度に償還する企業債予定額を加算した実質流動負債で算出した実質流動比率は、333.2%と100%を超えており、実質資金剰余金が発生している。また、実質資金不足比率（経過措置適用）においても、△104.8%で経営健全化基準の20.0%を下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

IV 平成27年度 病院事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成25年度 (%)	平成26年度 (%)	平成27年度 (%)	経営健全化 基準(%)	備考
①資金不足比率	—	—	—	20.0	

(注) 資金不足額がない場合は、「—」を記載する。

(2) 個別意見

資金不足比率について

決算審査意見書に記載した病院事業の財務の短期流動性（短期債務に対する支払い能力）を示す流動比率は、70.8%で、100%を下回っており、資金不足額が発生していることになるが、会計制度改正に伴う健全化判断比率等に関する経過措置を適用した流動比率は、125.7%となることから、100%を超えているため、資金剰余金が発生していることになる。また、資金不足比率（経過措置適用）においても、△3.9%で、経営健全化基準の20.0%を下回っている。

経過措置適用後の流動負債に平成28年度に償還する企業債予定額を加算した実質流動負債で算出した実質流動比率は、79.8%となり、100%を下回っていることから、不良債務が発生していることになる。また、実質資金不足比率（経過措置適用）においても、4.9%で、経営健全化基準の20.0%を下回っているものの資金不足が発生している。

(3) 是正改善を要する事項

資金不足比率は、経営健全化基準を下回っているものの、実質資金不足額が発生しており、本年度においても一時借入金で対応しているのが現状である。

このようなことから、今後さらなる経費の節減に徹して、革新的対策を実施し、黒字化を目指されたい。

V 平成27年度 公共下水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成25年度 (%)	平成26年度 (%)	平成27年度 (%)	経営健全化 基準(%)	備考
①資金不足比率	—	—	—	20.0	

(注) 資金不足がない場合は、「—」を記載する。

(2) 個別意見

資金不足比率について

公共下水道事業会計については、現時点において事業を実施しておらず、一般会計からの元利償還金として、2,765,070円を繰入れて償還を行っているのみである。したがって、資金不足は、発生しない。

前年度においても、同様であった。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。